



2019年9月5日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
 会社名 アクセルマーク株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 尾下 順治  
 (コード番号：3624 東証マザーズ)

**第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
 および第22回新株予約権の募集に関するお知らせ**

当社は、2019年9月5日開催の取締役会において、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、それらの社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）および第22回新株予約権（以下「第22回新株予約権」又は「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことならびに割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

**I. 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第22回新株予約権の募集**

1. 募集の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	2019年9月24日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債および新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は25百万円（額面100円につき金100円） 本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	2,116,000株
(5) 資金調達額	1,000,868,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた本第三者割当に係る手取り概算額の総額については、下記「3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期」をご参照ください。
(6) 転換価額	473円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

## 第22回新株予約権

(1) 割当日	2019年9月24日
(2) 新株予約権の総数	34,300個
(3) 発行価額	総額3,430,000円(本新株予約権1個につき100円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,430,000株(本新株予約権1個につき100株)
(5) 資金調達の額	1,625,820,000円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額: 3,430,000円 本新株予約権行使による調達額: 1,622,390,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた本第三者割当に係る手取り概算額の総額については、下記「3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期」をご参照ください。
(6) 行使価額	473円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全部をウィズ AIoT エボリューションファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

## 2. 募集の目的および理由

### (i) 資金調達の主な目的

当社は、インターネットを含む通信ネットワークを通じて、様々な人やモノをつなぐことによって価値を生み出し、社会を豊かにすることを目的とし、「楽しいで世界をつなぐ」を経営理念として事業を展開しております。

2019年9月期からは、中期的な経営戦略としてデータを核としたビジネスの創出を目指し、各事業の構造を見直すとともに、事業及びサービスのポートフォリオを再構築してまいりました。

当社が主にサービスを提供している対象端末であるスマートフォンは、2018年には世帯普及率が79.2%まで至り、10代~40代までのインターネット利用率は100%に近づきつつあります。また、50代の利用についても90%を上回る高い水準にあり、(総務省「通信利用動向調査」より)市場の成熟化が進んでおります。

一方で、モノのインターネットと言われるIoTに関しては、その導入を行っている企業は12.1%にとどまる中、導入を行った企業での効果に関しては73.3%が「非常に効果があった 又は ある程度効果があった」と回答しております(総務省「通信利用動向調査」より)。またその市場規模は今後年間成長率が13.3%で推移し、2023年には11兆7915億円に到達すると予測(IDC JAPANの発表による)されるなど、今後の普及と市場の成長が大いに期待できる状況となっております。

この来るべきIoT時代に向け、当社では2019年2月よりIoT事業の推進を開始しておりますが、今後の事業の飛躍的な拡大に備え、財務及び体制の両面の強化が必要であると考えております。今回の転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、国内外のIT(情報通信)分野・ライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にAI分野、IoT分野、テクノロジー分野、ライフサイエンス分野への投資実績を残してきております。また、当社が開催予定の第27期(2019年9月期)定時株主総会(2019年12月頃開催予定)では、ウィズ・パートナーズは当社の取締役を1名以上かつ当社が指名する取締役

の人数と同数指名できるものとし、その後の当社の取締役の選解任に関して、株主総会の議題及び議案を決定する場合においても同様とするものとしており、資本、経営両面で当社の体制強化に寄与することが見込まれます。

本件資金調達により、当社 IoT 事業では今後の展開として、ニーズの発掘と適切なプロダクトとのマッチングを推進し、これまでデジタル化の遅れによって効率化への取り組みが遅れていた領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組むとともに、デジタル化されたデータを AI 技術等に活用して分析を行い、新たなビジネスの創出を行ってまいります。また、既に当社ゲーム事業にて活用を進めているブロックチェーン技術も、IoT との親和性は高く評価されているところであり、IoT から得られるデータとブロックチェーンを活用することによって、データの信頼性と可用性を向上させ、様々なサービスに利用いただけるプラットフォームの構築も目指してまいります。

既に実行中の取り組みとして、当社では 2019 年 2 月に IoT 機器の製造を行う株式会社 Momo（兵庫県神戸市中央区海岸通 3 丁目 1 番 14 号、代表取締役社長 大津真人）（以下「Momo 社」という）と提携を行い、IoT 機器の販売、IoT 機器より取得したデータを蓄積、活用するためのシステム開発等、IoT 機器を活用した事業を営むための包括的な業務提携を推進しております。Momo 社との取り組みの第 1 弾としては、2018 年 12 月から 2019 年 3 月にかけて Momo 社及びビッグロブ株式会社（東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 4 号、代表取締役社長 有泉健）が主体となり、当社も協力して会津若松市において実証実験を実施したオンライン積雪深センサーの製品化に向け、当社にて自治体向けの導入活動を行っております。

さらには、除雪活動に関連する IoT サービスとして除雪車の運行管理システムを提供するため、2019 年 8 月に IoT 機器を用いた動態管理サービスを提供する株式会社 Hacobu と業務提携し、除雪車等の運行管理システムとして提供を行うことを予定しております。このように顧客や市場のニーズに応じた様々な機器、サービス等を当社が営業、システム開発の両面から結合し、環境に適合させて提供することで IoT の普及に貢献することを目指しております。IoT 領域に関しては、様々な事業機会が存在し、事業の成長性が期待できる一方、システムの開発、営業活動のための人材採用等に一定の先行投資が必要となることを見込まれております。また、既存の提携先も含め有力なパートナー企業との関係性をより強固にしていくために資本を含めた提携や M&A 等も積極的に検討していく予定としており、これらの活動を実施するための資金需要が生ずる見込みです。

また、既存事業であるゲーム事業においてもスマートフォンの普及の成熟化、端末処理能力の向上、グローバル規模での競争激化等を受け、開発費、マーケティング費の高騰化傾向が続いております。そのため、ミッドコアと呼ばれる中～大規模開発のプロジェクトに関しては、当社単独での取り組みに関しては凍結することを決定し、自社プロジェクトとしては、新技術による新たな市場が見込まれるブロックチェーンゲーム(注 1)に参入し、「コントラクトサーヴァント -CARD GAME-」の開発を行っており、ベータ版のサービス提供を期間限定で行うなど完成度を高め、リリースに向けて準備を進めており、リリースまでの開発費用、リリース後のマーケティング活動の費用について資金需要があります。また、もう 1 つの取組みとして、ゲームのメインシーケンスにマッチ 3 パズルを採用したミステリーパズルゲーム「COLOR PIECEOUT」の提供を 2019 年 5 月より開始し、堅調にユーザー数を伸ばしておりますが、いち早く損益分岐ラインを超えるユーザー数に到達するためのこれまでより大きな規模のプロモーションを実施する予定です。

当社グループにおける直近の財政状態及び経営成績に関しましては、前連結会計年度まで 3 期連続となる営業損失の計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を

生じさせるような状況が存在しておりました。第3四半期連結累計期間においても、営業損失 470,114 千円の計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローの計上が生じております。また、親会社株主に帰属する四半期純損益は、固定資産の減損損失の発生等もあり、四半期純損失 964,996 千円を計上しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、①ゲーム事業における投資と回収のタイトルポートフォリオの見直し及び開発・運営人員の最適な配置による売上の維持拡大、②広告事業の ADroute における PC 領域への展開による売上の拡大、③and Experience 事業で展開するサービスの選択と集中による収益改善及び売上拡大、④新規含むプロジェクトの他社とのアライアンスによるリスク分散、収益獲得機会の増加、⑤資金調達や資金繰りの安定化に努めております。なお、2019年9月期は第3四半期連結累計期間までに新株予約権の行使により 307,850 千円の資金調達をしており、財務基盤の安定化が図られておりますが、今後の IoT 事業を展開するための体制整備や拡販のために資金を要するほか、ゲーム事業においてもブロックチェーンゲーム「コントラクトサーヴァント -CARD GAME-」の本格的な展開に向けた開発やマーケティング費用が増加予定であり、ミステリーパズルゲーム「COLOR PIECEOUT」は日本国内のみならず海外展開を予定し、大規模なプロモーションの実施も計画している状況にあり、当社の資金需要は旺盛な状況であるため、借入金の返済なども含めて財務の健全性のバランスをとりつつ事業の拡大、収益改善を目指していく必要があると考えております。

このような中、当社は、下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、2019年3月8日付で、第20回新株予約権とともに第21回新株予約権を発行いたしました。本日公表しております「第21回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、第20回新株予約権においては行使が完了したものの、行使期間中の当社の株価推移などから、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができませんでした。

下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、当初から資金を相当程度確保するというニーズと事業の進捗に応じて資金が必要であるというニーズが高まっております。

上記を踏まえ、当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達は、下記「(ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由およびその特徴」に記載のとおり、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

そのため、第21回新株予約権による資金調達では現時点で必要となる資金を確保できないことに鑑み、第21回新株予約権の取得及び消却を実施することを決定し、本新株予約権付社債及び本新株予約権によって実際の資金調達金額を当初から資金を相当程度確保することができ、事業の進捗に応じて資金需要が発生するため段階的・追加的に資金調達がされる柔軟性を有することなどから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

本新株予約権付社債及び本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

(注) 1. ブロックチェーンゲームとは、ブロックチェーン技術を活用したゲーム。

(ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由およびその特徴

株主利益を高めるためには、現在の事業を着実かつスピーディーに進めると共に、将来収益を高めなければなりません。そのためには新たな市場に対するチャレンジを行い、その市場成長を当社収益に取り込むことが必要であります。新たなチャレンジに対しては、ある程度の先行投資を伴うため、十分な事業開発資金が必要です。他方で、十分な事業開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると当社は考えております。

本第三者割当を行うについては、下記の点を検討した結果、具体的な資金調達としては、転換社債型新株予約権付社債の発行および新株予約権の発行を組み合わせる方法が、一度に希薄化することを回避しつつ、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保することができ、割当予定先の行使判断にはよりますが、事業の進捗に応じて段階的・追加的に資金調達がされる相当な方法であると考えております。また、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保するというニーズ、事業の進捗に応じて資金が必要であるというニーズ等を勘案し、割当予定先と協議・交渉した結果、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の発行による資金調達の額を、上記「1. 募集の概要」に記載した通りといたしました。

(1) 他の資金調達方法と比較した場合の特徴

- ① 資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債および新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で新株予約権の権利行使が進まず実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、既存株主の参加率が不透明であることから、本第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもありますが、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることとなります。
- ④ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保することができますが、事業の進捗に応じて資金需要が発生するため段階的・追加的に資金調達がされる柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ⑤ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の場合、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑥ 株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）の場合、潜在株式数は予め固定されているものの、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、行使されるまで資金の払込がなされないという点において、調達の即時性には限界があります。一方で本新株予約権付社債は払込日に10

億円全額の資金調達が可能となるため、MS ワラントによる資金調達の確実性は本新株予約権付社債と比較して低いと考えられます。

- ⑦ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)には当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ⑧ 間接金融等については、希薄化が生じないこととなりますが、借入れによる資金調達は、金利負担が生じること、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があることから、資本性の資金で対応すべきと考えております。

## (2) 当社のニーズに応じ、配慮した点

### ① 株価への影響の軽減

- 本新株予約権付社債の転換価額および本新株予約権の行使価額については、割当予定先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」といいます。）の前取引日である 2019 年 9 月 4 日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の 520 円を基準株価（以下「基準株価」といいます。）として、本新株予約権付社債の転換価額および本新株予約権の行使価額を 473 円に決定いたしました。当社のこれまでの業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上でディスカウント率を 9%としております。なお、いずれもその後の修正は行われない仕組みとなっております。
- 本第三者割当は、一度に調達予定総額に相当する新株が発行されるものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価への大きな影響を与える事態を回避できます。

### ② 希薄化の抑制

- 転換価額および行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
- 本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使は、株価および売買出来高等に対応して経時的に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

### ③ 資本政策の柔軟性

- 今回発行する本新株予約権付社債および本新株予約権については、当社の判断により（但し、本新株予約権付社債については、2021 年 9 月 24 日以降に限ります。）その全部又は一部を繰上償還又は取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

### (3) その他配慮した点

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、社債権者が最終的に本転換社債型新株予約権を行使しない場合又は社債権者が当社に対して繰上償還を請求した場合は、当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。

本新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する本新株予約権を行使しない場合は、本新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が想定した調達金額を下回る場合があります。特に株価が行使価額よりも下落する局面においては、本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載した通り、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

上記の記載のとおり、特に株価が行使価額よりも下落する局面においては、本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本件資金調達により、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現させて収益構造の改善を含めた成長戦略を実行することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、株式価値の向上に寄与するものと考えております。

### (4) 本投資契約の内容

本投資契約には、以下の内容の条項が含まれております。

#### ① 繰上償還に関する合意事項

i 割当予定先は、本新株予約権付社債の発行要項第 16 項(3)の規定にかかわらず、払込期日以降、2021 年 9 月 24 日まで(当日を含む。)の間は、以下の各号いずれかの事象が発生した場合に限り、当社に対し本新株予約権付社債の発行要項第 16 項(3)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求権を行使することができるものとする。

- (1) ウィズ・パートナーズが指名する当社の新任取締役候補者を選任する旨又は当社の定款における取締役及び監査等委員の取締役の員数を新任取締役を選任するために必要な範囲内で変更する旨（その他ウィズ・パートナーズが合理的に要求する事項等を含む。）が定時株主総会議案とならなかった場合
- (2) 当社が第 22 回新株予約権の発行要項第 18 項の規定に基づき本新株予約権の全部の取得を決定した場合
- (3) ウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
- (4) 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- (5) 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
- (6) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合

- (7) 当社による本投資契約の重大な違反が生じ、ウィズ・パートナーズ又は割当予定先から違反状態の是正を要請する旨の通知を受けたにもかかわらず、当該通知を受けた日から15日間経過後も違反状態が是正されない場合
  - (8) 公開買付けに関するウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明
  - (9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。)に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。)の発行を決定した場合
  - (10) 当社の役員以外へ割り当て又は交付される新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合
- ii ウィズ・パートナーズおよび割当予定先は、払込期日以降いつでも、前項に定める繰上償還請求事由の各号いずれかの事象(但し、(2)を除く)が発生した場合において、当社に対し第22回新株予約権の発行要項第18項(1)に定める手続に則り第22回新株予約権を取得するよう請求することができる。
- ② 繰上償還の方法
- ウィズ・パートナーズおよび割当予定先は、本新株予約権付社債の発行要項第16項(3)の規定にかかわらず、2021年9月25日から2025年12月25日までの期間に本新株予約権付社債の繰上償還を当社に請求する場合には、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の6か月前までに当社と事前に協議するものとする。
- ③ 譲渡制限
- 割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合、ウィズ・パートナーズは譲渡予定日より2週間前に当社と協議を行った上で、当社の取締役会の事前承認を取得することとする。
- ④ 取締役の指名
- i 本件投資の実施以降、ウィズ・パートナーズのハンズオンの実施およびモニタリングのため、当社の取締役の選解任に関して、株主総会の議題及び議案を決定する場合、ウィズ・パートナーズは当社の取締役を1名以上かつ当社が指名する取締役の人数と同数指名することができ、当社は指示に従い、指名者候補を選ばなければならない。但し、当社の発行済株式総数の総議決権数(本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が行使された場合に取得する普通株式に係る議決権数も算入するものとする)に占める割当予定先の有する当社発行済普通株式の総議決権数(本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が行使された場合に取得する普通株式に係る議決権数も算入するものとする)の割合が5%を下回った場合はこの限りではない。
- ii 発行日以降、ウィズ・パートナーズは当社取締役会のオブザーバー権を保有するものとする。但し、当社の発行済株式総数の総議決権数(本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が行使された場合に取得する普通株式に係る議決権数も算入するものとする)に占める割当予定先の有する当社発行済普通株式の総議決権数(本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が行使された場合に取得する普通株式に係る議決権数も算入するものとする)の割合が5%を下回った場合はこの限りではない。
- ⑤ 本新株予約権付社債の転換
- ウィズ・パートナーズは、2021年9月24日までに、5個(125,108,500円分)(以下「強制行使数」という。)の本新株予約権付社債を株式に転換するものとする。なお、2021年9月24日時点

でウィズ・パートナーズによる本新株予約権付社債の行使数が強制行使数に満たない行使数であった場合、ウィズ・パートナーズは強制行使数に達するよう直ちに本新株予約権付社債の転換を行うものとする。

### 3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(円)	2,626,688,000円
(内訳)	
(ア) 第1回新株予約権付社債の発行	1,000,868,000円
(イ) 第22回新株予約権の発行	3,430,000円
(ウ) 第22回新株予約権の行使	1,622,390,000円
② 発行諸費用の概算額(円)	15,793,300円
③ 差引手取概算額(円)	2,610,894,700円

#### (注)

- 発行諸費用の内訳は、本新株予約権付社債および本新株予約権算定評価報酬費用、弁護士報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、その他の事務費用（有価証券届出書作成費用、変更登記費用等）が含まれます。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 本新株予約権が行使期間中行使されない場合には、上記差引手取概算額は減少します。
- 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な用途」記載の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。また、資金用途を変更する必要がある場合には適切に開示いたします。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

＜本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途＞

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
①IoT 領域・ブロックチェーン関連の事業開発投資費用	440	2019年9月 ～2025年12月
②広告宣伝等のプロモーションに関わる費用	250	2019年9月 ～2021年9月
③借入金の返済	300	2019年11月 ～2020年8月
合計	990	-

#### ① IoT 領域・ブロックチェーン関連の事業開発投資費用

IoT 領域における事業投資費用として、IoT 領域における事業推進を行っていくために、販売、製品開発、研究開発、サービスクオリティの向上を持続的に可能にするため、製品の開発、通信網の整備、センサー等の設置、技術者及び営業人材の採用に対して投資を行っていく予定です。また、ブロックチェーン関連の開発投資費用ブロックチェーン技術の活用に関して、新作ブロックチェーンゲームに対する開発投資、IoT 領域、広告事業など当社事業へのブロックチェーン技術の適用に関する

開発投資を予定しております。

## ② 広告宣伝等のプロモーションに関わる費用

リリース済みのゲームタイトル「COLOR PIECEOUT」及びリリース予定のブロックチェーンゲーム「コントラクトサーバント -CARD GAME-」において、ユーザーを獲得するための広告宣伝に係る費用として230百万円を充当する予定です。また、IoTソリューションの拡販のための販売促進の実施に係る費用として20百万円の充当も予定しており、併せて250百万円を充当する見込みです。なお、具体的な広告媒体および手法については未定ですが、プロモーションごとに、1ユーザー当たりの獲得広告単価(CPA)や1ユーザー当たりの想定課金額(LTV)などの指標を基に、広告の費用対効果(ROASやROI)を比べながら、適宜判断してまいります。

## ③ 借入金の返済

当社では現在金融機関からの借入を行っており、2019年8月末時点の当社の借入金は450百万円となっております。現在の当社の財務状況において、財務基盤を改善することも経営課題であり、本新株予約権付社債の発行による調達額のうち、300百万円を返済が始まっている借入金の返済に充当することにより、財務状況の改善を進めつつ事業運営を行うことが企業価値向上に向けて、重要な事項であると認識しております。

### <第22回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①IoT領域・ブロックチェーン関連のM&A及び資本・業務提携に係る費用	1,470	2019年9月 ～2025年12月
②借入金の返済	150	2020年9月 ～2021年2月
合計	1,620	-

#### ① IoT領域・ブロックチェーン関連のM&A及び資本・業務提携に係る費用

多様な分野、領域において活用が期待されるIoTにおいて、その事業推進のためにはニーズを顕在化させるための営業開発とそのニーズに応えるための製品開発双方への投資が不可欠であると考えており、自社内の体制強化に取り組むとともに、製品開発に強みを持つ企業のM&A、及び対象顧客に対して強い営業力をもつ企業のM&Aによって事業の規模を拡大していくことを予定しております。なお、現時点において、具体的に計画されている資本提携等はございませんが、複数の候補を検討しており、いずれの案件を採用した場合でも、当該金額程度を想定しております。今後案件が具体的に決定された際には、適切に開示いたします。また、M&Aに資金充当がなされなかった場合においては、出資等の資本業務提携、事業譲受、製品ライセンスの譲受、新規営業拠点の開設等にて上記目的を達成すべく投資を行う予定です。

なお、以上のような投資機会が実現しない場合には、上記表中の他の使途に充当する可能性がございます。

#### ② 借入金の返済

上記「<本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途>③借入金の返済」に記載のとおり、返済が始まっている借入金の返済に充当することにより、財務状況の改善を進めつつ事業運営を

行うことが企業価値向上に向けて、重要な事項であると認識しており、本新株予約権の発行及び行使による調達額のうち、150百万円を借入金の返済に充当することを予定しております。

以上の資金使途を目的として、当社は2019年9月5日に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

(注)

1. 上記の使途および金額は、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、適時適切に開示します。
2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
3. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。このため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額との間に差異が生じる可能性があります。なお、調達資金が不足した場合には、上記「〈第22回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途〉」記載の順序でこれを充当するとともに、必要に応じて、「①M&A及び資本・業務提携に係る費用」に記載のとおり、充当内容を出資等の資本業務提携、事業譲受、製品ライセンスの譲受、新規営業拠点の開設等にて目的を達成すべく投資を行う予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む）又はその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記に記載の通り、当社は、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現するために必須であると判断するに至りました。本第三者割当は、当社の事業開発とその各種施策に必要な提携・M&A等のための費用の一部を確保することを目的としたものです。当社は、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させることができるため、本第三者割当は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様には十分な利益をもたらすことができるものであることから、上記の資金使途には十分な合理性があると判断しております。既存株主に対しても希薄化等の影響はありますが、これにより中長期的な企業価値の向上に資するものであるため、当資金使途は合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額および本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、基準株価（発行決議日の前取引日である2019年9月4日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値）の520円を参考に当社のこれまでの業績

動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上でディスカウント率を9%としております。なお、いずれもその後の修正は行われたい仕組みとなっています。

銘柄	転換価額又は行使価額ならびにその算定根拠
本新株予約権付社債	473円（基準株価に対して、91%）
第22回新株予約権	473円（基準株価に対して、91%）

本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準株価といたしましたのは、以下の理由によるものであります。過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、2019年8月9日付「2019年9月期第3四半期 決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる発行決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

転換価額又は行使価額は、取締役会決議日の過去1か月間の終値の平均値である597円に対しては20.77%のディスカウント、同過去3か月間の終値の平均値である575円に対しては17.74%のディスカウント、同過去6か月間の終値の平均値である535円に対しては11.59%のディスカウントとなります。

また、取締役会決議日の前営業日終値から9%ディスカウントすることについては、当社グループが2019年9月期においても継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであること、直近の財務状況を踏まえて資金調達を実現するためには、割当予定先との協議の結果、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日）に準拠する範囲で、ディスカウントすることが必要と判断しました。

当社は、本新株予約権付社債および本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルート・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、一定の前提、すなわち、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約6年3か月間）、無リスク利率（ $\Delta$ 0.38%）、株価変動性（99.04%）、当社および割当予定先の行動、その他発行条件および本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）と株式会社プルート・コンサルティングの算定した公正価値（本新株予約権付社債：額面100円当たり約99円95銭）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

第22回新株予約権については、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約6年3か月間）、無リスク利率（ $\Delta$ 0.38%）、株価変動性（99.04%）、当社および割当予定先の行動、その他発行条件および本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、第22回新株予約権は公正価値と同額の、1個当たり100円（1株当たり1円）としており、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は、本新株予約権付社債および第 22 回新株予約権の発行条件は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しました。

また、当社監査等委員会は、当社取締役会に対して、以下の各点に鑑み、本第三者割当の発行が特に有利な条件に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。

- ① 本第三者割当の公正価値の算定においては、新株予約権付社債および新株予約権の発行実務およびこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、株式会社ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ② 株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ③ 株式会社ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社および割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債および本新株予約権の発行条件および割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ④ 上記の三点から、株式会社ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ⑤ 本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円につき金 100 円）は上記③の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行価額は上記③の公正価値と同等であること。

## (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権および第 22 回新株予約権が全て行使された場合に発行される予定の株式数は 5,546,000 株であります。これにより 2019 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 5,551,800 株（総議決権数 55,497 個）に対して、最大で 99.90%（議決権比率 99.93%）の割合で希薄化が生じます。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権および第 22 回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式（議決権数）に、2019 年 3 月 8 日に第三者割当により発行した第 20 回新株予約権が全て行使された場合に交付される 700,000 株（議決権数 7,000 個）を加えた総数 6,246,000 株（議決権数 62,460 個）となり、2019 年 6 月 30 日現在の当社発行済普通株式総数 5,551,800 株（総議決権数 55,497 個）から 2019 年 3 月 8 日付で割り当てた新株予約権の行使分 700,000 株（議決権数 7,000 個）を控除した株式数 4,851,800 株（議決権数 48,497 個）に対しては、128.74%（議決権比率 128.79%）の割合で希薄化が生じます。

当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させることができ、当社の中長期的な企業価値および株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができていることから、発行数量および株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

しかしながら、本新株予約権付社債は、上記のとおり既存株主の皆様に対して 25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、第三者委員会の意見を取得いたしております。

※上記、総議決権数は、2019年3月31日現在の株主名簿を基準とし総議決権数49,747個に、2019年6月30日までに行使された新株予約権の行使により増加した株式の数575,000株を議決権数5,750個として加えた数を総議決権数として記載しております。以下、総議決権数とは上記の数とします。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

名称	ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	成長性の高い未公開および公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	2018年11月1日	
出資約束金額	3,200,000,000円	
主たる出資者および出資比率	無限責任組員 株式会社ウィズ・パートナーズ 6.25% その他の出資者については、国内外の機関投資家6社、国内の事業会社3社、個人投資家1人で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
業務執行組員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社ならびに当社の関係者および関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社ならびに当社の関係者および関係会社と当該ファンドの業務執行組員ならびに当該ファンドの業務執行組員の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、2019年8月19日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先であるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合ならびにその業務執行組員であるウィズ・パートナーズおよびその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、および反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所:東京都目黒区上目黒四丁目26番4号 代表取締役:中村 勝彦)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の出資者についても、出資者のうち東京証券取引所に上場する会社については調査を省略し、未上場企業およ

び個人については、株式会社東京エス・アール・シーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員およびその代表者ならびに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した通りの展開を当社とともに推進していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。このような中で、2019年6月に今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから当社に対してコンタクトがあり、当社の現状と今後の成長戦略のディスカッションを重ねた結果、ウィズ・パートナーズが保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

本割当予定先であるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合は、ウィズ・パートナーズが創設したファンドであり、本割当予定先自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることです。そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外のIT(情報通信)分野・ライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にAI分野、IoT分野、テクノロジー分野、ライフサイエンス分野への投資実績を残してきております。また、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第2590号)に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「成長性の高い未公開および公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の事業は今後高い成長・発展が見込まれている点においてこの組成目的に合致し、また、ウィズ・パートナーズの投資・育成の投資実績から保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から当社は本割当予定先を選定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合は、成長性の高い未公開および公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、当社の事業開発資金に充当するほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して企業との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中期保有する方針ですが、提携先の意向、市場動向、投資家の需要等を勘案しながら売却するとの方針であること、また、単なる投資の回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつ

つ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

割当予定先であるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合が、本新株予約権付社債および本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズからウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合は本日現在で預金残高が19億円の資産を運用する予定である旨の報告を受け、預金残高照会の写しにより確認しております。当該預金残高により第1回本新株予約権付社債および第22回新株予約権の発行に係る払込金額に必要な資金を保有していることを確認いたしました。また、第22回新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みについては、割当予定先の組合契約で許される「金融機関等からの借入れ又は無限責任組合員による立替金」のいずれかの方法による資金を用いて、第22回新株予約権の行使をする予定と聞いております。

そこで、当社は割当予定先の業務執行組合員の預金残高を確認するとともに、金融機関等からの借入の実現性に関しては過去の金融機関等からの借入れた実績についてヒアリングを行うことで確認し、無限責任組合員による立替金については、投資事業有限責任組合契約の書面及び2019年8月23日時点の無限責任組合員の預金残高につき預金残高照会の写しにて確認を行っており、また、割当予定先は2020年3月末まで組合員の募集を続けていることから、第22回新株予約権の行使に必要な金額は確保できると判断しております。

以上により、第1回本新株予約権付社債および第22回新株予約権に係る払込金額ならびに第22回新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債および本新株予約権の発行に伴い、当社株主である当社代表取締役社長尾下順治は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。割当予定先は、本転換社債型新株予約権の転換により取得する当社普通株式又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

## 7. 募集後の大株主および持株比率

募集前 (2019年3月31日現在)		募集後	
株式会社セプテーニ・ホールディングス	18.76%	ウィズ AIoT エボリューション ファンド 投資事業有限責任組合	49.97%
KLab 株式会社	3.69%	株式会社セプテーニ・ホールディングス	9.38%
尾下 順治	2.98%	KLab 株式会社	1.85%
松井証券株式会社	1.47%	尾下 順治	1.49%
株式会社 SBI 証券	1.31%	松井証券株式会社	0.74%
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000 (常任代理人株式会社みず ほ銀行決済営業部)	1.01%	株式会社 SBI 証券	0.65%
SMBC 日興証券株式会社	0.90%	J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000 (常任代理人株式会社みず ほ銀行決済営業部)	0.51%
高野 利亮	0.85%	SMBC 日興証券株式会社	0.45%
伊藤 健吾	0.77%	高野 利亮	0.43%
岩本 浩治	0.63%	伊藤 健吾	0.38%

(注)

- 募集前の持株比率は、2019年3月31日現在の株主名簿を基準として、2019年4月1日以降2019年8月31日までの新株予約権行使による増加株式数(575,000株)を加算して記載しております。
- 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 募集後の持株比率は、募集前の株式数を基に、本新株予約権付社債および本新株予約権が全て転換又は行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。
- 株式会社セプテーニ・ホールディングスより2019年8月27日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として現時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含まれておりません。なお大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	株式会社セプテーニ・ホールディングス
住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
報告義務発生日	2019年8月26日
保有株券等の数(総数)	516,100株
株券等保有割合	9.30%

## 8. 今後の見通し

現時点では、2019年8月9日付決算短信における2019年9月期の通期連結業績予想に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが今後の事業拡大および収益の向上、ならびに財務体質の更なる強化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定使途に従って活用した結果として業績に対する影響が生じた場合には直ちに開示いたします。

(参考) 当期連結業績予想 (2019年8月9日公表分) および前期連結実績

(単位百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純 利益
当期業績予想 (2019年9月期)	2,851	△744	△761	△1,248
前期実績 (2018年9月期)	2,466	△416	△426	△511

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による資金調達希薄化率が99.93% (議決権の総数に対する割合) となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議に係る株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議に係るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った2019年9月5日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役 (本間 広宣氏)、社外取締役 (長生 秀幸氏) 及び社外の専門家 (弁護士 土森 俊秀氏)、計3名で構成された第三者委員会に、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項 (本新株予約権付社債および本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、本第三者割当後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等) について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、下記のように判断する旨の意見を2019年9月5日付で得ております。

＜第三者委員会の意見＞

本第三者割当について必要性及び相当性が認められる。

(必要性について)

貴社は、IoT 領域・ブロックチェーン関連の事業開発投資、有力なパートナー企業との関係性を強固にしていくための資本・業務提携及び M&A、広告宣伝等のプロモーションを計画している。他方、貴社グループにおける直近の財政状態及び経営成績に関し、前連結会計年度まで3期連続となる営業損失の計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、また、2019年8月9日に適時開示した決算短信に記載の通り、2019年9月期通期業績予想は赤字予想となっている。そのため、借入金の返済なども含めて財務の健全性のバランスをとりつつ事業の拡大、収益改善を目指していく必要がある、今般、

当該目的を達成するために、本件資金調達が必要とのことであり、貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであるとのことである。かかる資金調達の必要性に関する貴社の説明や提供資料の内容は合理的なものであり、本第三者割当の必要性が認められる。

(相当性について)

① 他の資金調達手段との比較

他の資金調達手段として、「2.募集の目的・理由<(ii)本第三者割当による資金調達方法を選択した理由およびその特徴>」において説明している通り、本第三者割当と比較した上で、本第三者割当による資金調達を選択したとのことである。具体的には、本第三者割当について、株価への影響の軽減、希薄化の抑制、資本政策の柔軟性等の貴社のニーズについても考慮し、他の資金調達手段より優れていると評価したとのことである。

② 割当予定先について

割当予定先であるウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合は、同投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが創設したファンドである。本割当予定先自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることであり、そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外の IT (情報通信) 分野・ライフサイエンス (バイオテクノロジー) 分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特に AI 分野、IoT 分野、テクノロジー分野、ライフサイエンス分野への投資実績を残してきているとのことである。また、貴社が外部の調査会社に依頼して行った調査においても反社会的勢力該当性など特に懸念事項は検出されていない。

③ 発行条件について

本新株予約権付社債の実質的な対価(額面 100 円当たり 100 円)とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面 100 円当たり約 99 円 95 銭)を比較した結果で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではないため、本新株予約権付社債の発行価格については、特に有利な条件に該当しないと判断される。また、本新株予約権については、プルータス・コンサルティングの算定した公正価値と同額の、1 個当たり 100 円(1 株当たり 1 円)としており、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な条件に該当しないと判断される。その他の発行条件についても第三者委員会において協議した結果、合理的なものであると評価している。

④ 希薄化について

本第三者割当は、2019 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 5,551,800 株に対して、本新株予約権付社債権および本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は 5,546,000 株であり、既発行の株式について 99.9%の希薄化を生じさせるものであり、希薄化の程度は極めて大きい。しかしながら、本第三者割当は、上記③で述べたとおり、特に有利ではない発行価格によって行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものでなく、また、上記で述べた資金調達の必要性に照らせば、本第三者割当によって貴社の既存株主の持株比率において著しい希薄化が生じうるものの、かかる希薄化を上回る利益が既存株主にもたらされるとの貴社の説明は合理的なものである。

以上①乃至④で述べたことから、本第三者割当について相当性が認められる。

なお、本第三者割当に係る取締役会に関し、当社取締役長生秀幸氏は、第三者委員会の委員長であることから、公正性を確保するため、本件資金調達に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権しております。

## 10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
連結売上高	3,200,472千円	3,308,250千円	2,466,245千円
連結営業利益	△377,240千円	△259,690千円	△416,334千円
連結経常利益	△385,160千円	△272,223千円	△426,831千円
連結当期純利益	△458,980千円	△316,318千円	△511,135千円
1株当たり連結当期純利益	△105.01円	△72.37円	△111.76円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	225.77円	154.56円	194.96円

### (2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（2019年6月30日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	5,551,800株	100.0%
潜在株式数	923,500株	16.63%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
始 値	936円	1,367円	1,460円
高 値	4,710円	2,346円	2,180円
安 値	586円	900円	925円
終 値	1,418円	1,450円	1,264円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月の状況

	2019年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	594 円	558 円	454 円	401 円	420 円	651 円
高 値	604 円	560 円	497 円	436 円	912 円	810 円
安 値	506 円	453 円	405 円	372 円	420 円	531 円
終 値	558 円	459 円	407 円	407 円	667 円	537 円

(注) 1 各株価は、東京証券取引所市場マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年9月4日
始 値	524 円
高 値	531 円
安 値	519 円
終 値	520 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第16回乃至第19回新株予約権

割当日	2017年9月25日
発行新株予約権数	9,000 個 第16回新株予約権 3,000 個 第17回新株予約権 2,500 個 第18回新株予約権 2,000 個 第19回新株予約権 1,500 個
発行価額	第16回新株予約権 1 個あたり 270 円 第17回新株予約権 1 個あたり 253 円 第18回新株予約権 1 個あたり 240 円 第19回新株予約権 1 個あたり 221 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,203,254 千円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における発行済株式数	4,370,900 株
当該募集による潜在株式数	900,000 株(本新株予約権 1 個あたり 100 株) 第16回新株予約権 300,000 株 第17回新株予約権 250,000 株 第18回新株予約権 200,000 株

	<p>第 19 回新株予約権 150,000 株</p> <p>第 16 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 300,000 株です。また、第 19 回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 150,000 株です。</p>
現時点における行使状況	<p>行使済新株予約権数： 2,760 個</p> <p>第 16 回新株予約権 2,760 個</p> <p>第 17 回新株予約権 0 個</p> <p>第 18 回新株予約権 0 個</p> <p>第 19 回新株予約権 0 個</p> <p>当初行使価額：</p> <p>第 16 回新株予約権 1,525 円</p> <p>第 17 回新株予約権 2,500 円</p> <p>第 18 回新株予約権 3,000 円</p> <p>第 19 回新株予約権 3,500 円</p> <p>第 16 回新株予約権の行使価額は、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 16 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円、上限行使価額はありません。</p> <p>第 19 回新株予約権については、当社は 2017 年 9 月 25 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、第 19 回新株予約権の行使価額は、第 19 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 19 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円、上限行使価額はありません。</p> <p>※2019 年 3 月 20 日付で、残存する新株予約権（第 16 回新株予約権：240 個、第 17 回新株予約権：2,500 個、第 18 回新株予約権：2,000 個、第 19 回新株予約権：1,500 個）の全部について、取得・消却しております。(注 1)</p>
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	425,020,000 円(注 2)
発行時における当初の資金使途	・ゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用 (1,203

	百万円) ・M&A 及び資本・業務提携に係る費用 (500 百万円) ・広告宣伝等のプロモーションに関わる費用 (500 百万円) 支払予定時期：2017 年 9 月～2020 年 10 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「ゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用」に 369 百万円、「広告宣伝等のプロモーションに関わる費用」に 56 百万円を充当しております。

(注 1) 2019 年 2 月 20 日付で公表しております「第三者割当による第 16 回乃至第 19 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、残存する新株予約権の全部を取得及び消却しております。

(注 2) 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2018 年 4 月 13 日
調達資金の額	349,969,200 円 (差引手取概算額 347,969,200 円)
発行価額	1 株につき金 1,708 円
募集時における発行済株式数	4,390,900 株
当該募集による発行株式数	204,900 株
募集後における発行済株式総数	4,595,800 株
割当先	KLab 株式会社
発行時における当初の資金使途	新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用
発行時における支出予定時期	2018 年 4 月～2020 年 3 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用」に 226 百万円を充当しております。

・第三者割当による第20回新株予約権及び第21回新株予約権

割当日	2019年3月8日
発行新株予約権数	1,200,000個 第20回新株予約権 700,000個 第21回新株予約権 500,000個
発行価額	第20回新株予約権 1個当たり1.74円 第21回新株予約権 1個当たり1.42円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	759,328,000円
割当先	EVO FUND(エボ ファンド)
募集時における発行済株式数	4,851,800株
当該募集による潜在株式数	1,200,000個(本新株予約権1個当たり1株) 第20回新株予約権 700,000株 第21回新株予約権 500,000株 第20回新株予約権及び第21回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は353円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,200,000株です。
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：700,000個

	<p>第20回新株予約権 700,000個  第21回新株予約権 0個</p> <p>当初行使価額：  第20回新株予約権 636円  第21回新株予約権 636円</p> <p>第20回新株予約権及び第21回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。</p> <p>価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。下限行使価額は353円となります。)</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</li> <li>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</li> <li>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとしします。)</li> </ol> <p>※残存する新株予約権(第21回新株予約権:500,000個)の全部について、2019年9月24日付で取得・消却する予定です。(注1)</p>
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	305百万円(注2)
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム事業における開発・制作費用(195百万円)</li> <li>・M&amp;A及び資本・業務提携に係る費用(100百万円)</li> <li>・広告宣伝等のプロモーションに関わる費用(164百万円)</li> <li>・借入金の返済(300百万円)</li> </ul> <p>支払予定時期:2019年3月~2020年9月</p>
現時点における充当状況	<p>当初の資金使途である</p> <p>「ゲーム事業に開発・制作費用」に91百万円、  「M&amp;A及び資本・業務提携に係る費用」に65百万円、  「広告宣伝等のプロモーションに関わる費用」に26百万円、  「借入金の返済」に123百万円を充当しております。</p>

(注1) 本日公表しております「第21回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、残存する新株予約権の全部を取得及び消却する予定としております。

(注2) 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

11. 発行要項

【別紙1】 アクセルマーク株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項、および

【別紙2】 アクセルマーク株式会社第22回新株予約権発行要項に記載の通りです。

以上

**アクセルマーク株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
発行要項**

本要項は、アクセルマーク株式会社(以下「当社」という。)が2019年9月5日に開催した取締役会の決議により2019年9月24日に発行するアクセルマーク株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称      アクセルマーク株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。)
2. 募集社債の総額      金1,000,868,000円(額面総額1,000,868,000円)
3. 各募集社債の金額      金25,021,700円の1種
4. 各募集社債の払込金額      金25,021,700円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額      本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面      本新株予約権付社債券は発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利                      率      本社債には利息を付さない。
8. 申   込   期   日      2019年9月24日
9. 申   込   取   扱   場   所      アクセルマーク株式会社 経理財務本部
10. 本社債の払込期日      2019年9月24日
11. 本新株予約権の割当日      2019年9月24日
12. 募集の方法  
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合(以下「**割当先**」という。)に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
  - (1) 担保提供制限  
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のため

にも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、2025年12月26日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、2021年9月24日以降、2025年12月25日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

- |   |                               |        |
|---|-------------------------------|--------|
| ① | 2021年9月24日から2022年9月23日までの期間：  | 101.5% |
| ② | 2022年9月24日から2023年9月23日までの期間：  | 102.0% |
| ③ | 2023年9月24日から2024年9月23日までの期間：  | 102.5% |
| ④ | 2024年9月24日から2025年9月23日までの期間：  | 103.0% |
| ⑤ | 2025年9月24日から2025年12月25日までの期間： | 103.5% |

(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。

- |   |                               |        |
|---|-------------------------------|--------|
| ① | 2019年9月24日から2021年9月24日までの期間：  | 110.0% |
| ② | 2021年9月25日から2025年12月25日までの期間： | 100.0% |

(4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を書面をもって通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さない

と認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。

- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「**交付**」という。)する数(以下「**交付株式数**」という。)は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、473円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & \text{交付株式数} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & \text{株式数} & + & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} & \end{array}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(ただし、当社役員へ割り当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本④において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(7)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が

修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(7)号④に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初

めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
2019年9月24日から2025年12月25日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2025年12月26日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由および取得の条件  
取得の事由および取得の条件は定めない。

- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項および割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果および本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は473円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項およびその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所  
アクセルマーク株式会社 経理財務本部  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー17階
20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)  
アクセルマーク株式会社 経理財務本部  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー17階

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項
  - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
  - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
  - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
23. 費用の負担  
以下に定める費用は、当社の負担とする。
  - (1) 第21項に定める公告に関する費用
  - (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
24. 譲渡制限  
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
25. その他
  - (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
  - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
  - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。



- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、473円とする。ただし、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第11項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

11. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第13項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第13項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債（ただし、当社役員へ割り当て又は交付される新株予約権は除く。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求

権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「**取得価額等**」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第14項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「**修正日**」という。）における第13項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第13項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第22項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
12. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
13. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第11項乃至第14項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第11項乃至第14項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
14. 第11項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 15 第 10 項乃至第 14 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
16. 本新株予約権を行使することができる期間  
2019 年 9 月 25 日から 2025 年 12 月 26 日。  
ただし、第 18 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 5 営業日前までとする。
17. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
18. 本新株予約権の取得の事由および取得の条件  
(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項および第 3 項の規定に従って 1 カ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。  
(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第 273 条第 2 項および第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
19. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
21. 本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権の払込金額（1 個当たり 100 円（1 株当たり 1 円））は、本要項および割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。
22. 新株予約権の行使請求の方法  
(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 23 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。  
(2) ①本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 16 項に定める行使期間中に、行使請

求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとする場合、必要な事項の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 24 項に定める払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使に要する事項を通知した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 23 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

23. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

24. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店

25. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

26. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。